

# 文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和5年(2023年)3月27日

宇部市議会議長 河崎 運 様

文教民生委員長 山下 節子

## 記

| 事件の番号  | 件名  | 議決の結果 | 議決の理由  |
|--------|---|-------|--|
| 議案第22号 | 宇部市環境保全条例中一部改正の件                              | 原案可決  | エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。 |
| 議案第23号 | 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件                            | 原案可決  | 健康保険法施行令、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金及び保険料の賦課限度額の引上げその他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。       |
| 議案第24号 | 宇部市子ども・子育て審議会条例中一部改正の件                        | 原案可決  | 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。  |
| 議案第25号 | 宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件 | 原案可決  | 子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。                                   |
| 議案第26号 | 宇部市立保育所条例中一部改正の件                              | 原案可決  | 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。  |
| 議案第27号 | 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件         | 原案可決  | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等の義務化その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。                |

| 事件の番号  | 件名                                       | 議決の結果 | 議 決 の 理 由  |
|--------|--|-------|--|
| 議案第28号 | 宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件 | 原案可決  | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等の義務化その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。   |
| 議案第36号 | 宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る指定管理者の指定の件   | 原案可決  | 宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。  |
| 議案第39号 | 調停の申立てについて                               | 原案可決  | 宇部市立桃山中学校で発生した高圧ケーブル切断事故により、本市がUBE株式会社に支払った解決金について、その一部を利害関係人である相手方に対し求償しているものの、合意に至らないため、調停により解決を図ろうとするものであり、妥当なものと認めた。 |